

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 目標 ① 令和5年3月までに、年次有給休暇の取得率を現在より上昇させる。

対策 • 令和2年4月～各部署の責任者が前年度の年次有給休暇取得率を把握する。

• 令和2年7月～社内部課長会議で各部署の報告を行い、対策を検討する。

• 令和3年4月～年次有給休暇の取得の促進を社員へ周知する。

目標 ② 令和5年3月までに、育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続できる環境を整える体制を構築する。

対策 • 令和2年5月～相談窓口を設置する。

• 令和2年10月～相談員の研修。

• 令和3年4月～相談窓口の設置について社員へ周知する。